○厚生労働省告示第三百六十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十九年十二月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

第一条　労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）とする。

コード	物	含有量（重量パーセント）
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		

改正前

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

第一条　労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）とする。

コード	物	含有量（重量パーセント）
二百十五	アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満
二百十六	一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	○・一パーセント未満
二百十七	エチリデンノルボルネン	○・一パーセント未満
二百十八	四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	○・一パーセント未満
二百十九	二―クロロニトロベンゼン	○・一パーセント未満
二百二十	二―（ジエチルアミノ）エタノール	一パーセント未満
二百二十一	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	○・一パーセント未満
二百二十二	二・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール	○・一パーセント未満
二百二十三	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｓ―一・二―ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラチオン）	○・一パーセント未満
二百二十四	炭化けい素（ウィスカー及び繊維状のものに限る。）	○・一パーセント未満
二百二十五	チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	○・一パーセント未満
二百二十六	テトラナトリウム＝三・三′―［（三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス［五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート］（別名ＣＩダイレクトブルー十五）	○・一パーセント未満